審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認	根拠条項	第８９条第１項

審査基準	
	土地の形質の変更、工作物の新築等がもっぱら補償の増加のみを目的とするものではないこと。 （当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断する。）

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　１４日 標準経由期間　日	目次No.	１０